

平成21年那審第15号

## 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事件

言 渡 年 月 日 平成22年11月25日

審 判 所 門司地方海難審判所那覇支所（村松雅史）

理 事 官 阿部直之

受 審 人 A

職 名 第九十八あんえい号船長

操 縦 免 許 小型船舶操縦士

損 害 旅客2人が第2腰椎圧迫骨折

原 因 強い東北東風が吹く状況下，強風と高い波浪を受けて航行中，船体の動揺が大きくなってきた際，シートベルトを座席シートの下に収納したまま，旅客にシートベルトを着用させなかったばかりか，波浪による動揺及び衝撃を緩和するための減速措置不十分

### 主 文

受審人Aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

### 理 由

(海難の事実)

#### 1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成21年4月30日09時40分

沖縄県西表島北東方沖合

#### 2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船第九十八あんえい号

総 ト ン 数 19トン

全 長 25.60メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,545キロワット

#### 3 事実の経過

##### (1) 設備等

第九十八あんえい号（以下「あんえい号」という。）は，平成17年に進水した3機のウォータージェット推進装置を有する最大搭載人員101人の軽合金製旅客船で，B社が運

航し、主に石垣港と西表島船浦港上原地区との間の定期航路に就航していた。

操舵室は船体前部にあり、同室後方に前部客室及び後部客室が設けられ、前部客室には、中央通路の両側にリクライニング式3人掛け座席が8列、その後方左舷側に同じく3人掛けのバリアフリー座席が2列、後部客室には、通路の左舷側にFRP製4人掛けベンチ型座席が6列及び通路の右舷側にFRP製3人掛けベンチ型座席が7列配置されており、前部客室の各座席には、シートベルトが装備されていたが、座席シートの下に収納したままで使用されていなかった。

## (2) 本件発生に至る経緯

あんえい号は、A受審人がほか1人と乗り組み、旅客28人を乗せ、船首0.5メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、平成21年4月30日09時20分船浦港上原地区を発し、石垣港に向かった。

発航後、A受審人は、沖縄県石垣市に波浪注意報が発表され、最大瞬間風速毎秒10メートル以上の強い東北東風が吹く状況下、石垣港からの往航と同様にその影響が少ない西表島北側のさんご礁域と船浦港上原地区北東方沖合約2海里にある長さ約2海里幅約1海里のダイクピーと称するさんご礁域との間の航路を通航することとし、徐々に速力を増しながら35.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、ダイクピーの南側を同航路に沿って航行した。

A受審人は、ダイクピーと赤離島の間から航路を出て、09時35分半鳩間島灯台から144度（真方位、以下同じ。）3.8海里の地点で、針路を右方のさんご礁の縁に沿う123度に定め、25.0ノットの速力で手動操舵により進行した。

定針したとき、A受審人は、左舷船首方からの風浪を直接受ける状況となって波浪による動揺が大きくなったが、シートベルトを座席シートの下に収納したまま、旅客にシートベルトを着用させなかったばかりか、速力を25.0ノットに減速したものの、高い波を受けるときだけ減速すれば問題ないものと思い、大幅に減速して航行するなど、波浪による動揺及び衝撃を緩和するための減速措置を十分にとることなく続航した。

その後A受審人は、高い波が来るたびに波の方向に船首を向け、速力を数秒間12ないし13ノットに落として調整しながら進行中、09時40分鳩間島灯台から138度5.5海里の地点において、右前方のさんご礁の縁を注視していたとき、左舷船首方から波高2ないし3メートルの高起した波を受け、減速が間に合わずに船首が波に持ち上げられたのち、波の谷間に急激に降下して船体が上下に激しく動揺し、あんえい号は、船首が110度を向いたとき、原速力のまま、前部客室の左舷側前から4列目窓側の座席に腰掛けていた旅客C及び右舷側前から5列目窓側の座席に腰掛けていた旅客Dが上方に跳ね上げられて落下し、座席に打ち付けられた。

当時、天候は晴で、波浪注意報が発表され、風力5の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期で、視界は良好であった。

その結果、前示旅客2人が約4週間の安静を要する第2腰椎圧迫骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件旅客負傷は、西表島北東方沖合において、波浪注意報が発表され、強い東北東風が吹く状況下、強風と高い波浪を受けて航行中、船体の動揺が大きくなってきた際、シートベルトを座席シートの下に収納したまま、旅客にシートベルトを着用させなかったばかりか、波浪による動揺及び衝撃を緩和するための減速措置が不十分で、左舷船首方から高起した波を受けたとき、船体が上下に激しく動揺するとともに、客室の座席に腰掛けていた旅客が上方に跳ね上げられて落下し、同座席に打ち付けられたことによって発生したものである。

A受審人は、西表島北東方沖合において、波浪注意報が発表され、強い東北東風が吹く状況下、強風と高い波浪を受けて航行中、船体の動揺が大きくなってきた場合、大幅に減速して航行するなど、波浪による動揺及び衝撃を緩和するための減速措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、高い波を受けるときだけ減速すれば問題ないものと思い、波浪による動揺及び衝撃を緩和するための減速措置を十分にとらなかった職務上の過失により、左舷船首方からの高起した波を受け、船首が波に持ち上げられたのち、急激に波の谷間に降下して船体が上下に激しく動揺するとともに、客室の座席に腰掛けていた旅客2人が上方に跳ね上げられて落下し、同座席に打ち付けられる事態を招き、両旅客を負傷させるに至った。

以上のA受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

参考図

